
第2章 青梅市の環境を取り巻く動向

1

青梅市の環境特性と課題

本市の環境を考える上で重要な環境特性と課題を以下のように整理しました。

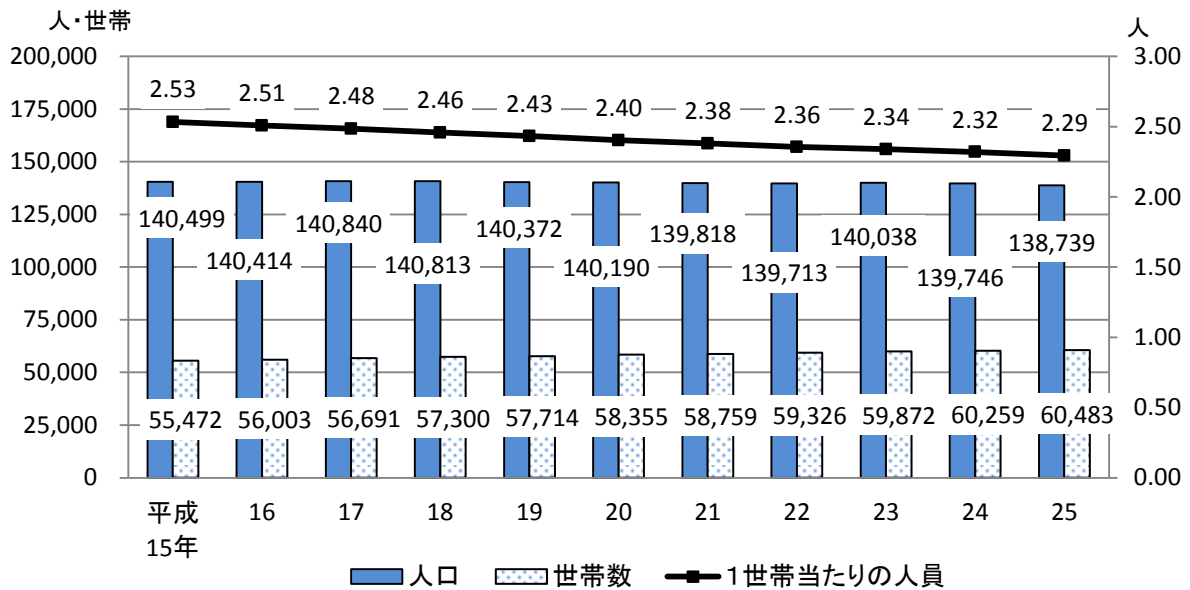
(1) 人口構成の変化（核家族化の進行）

本市の人口は、平成 25 年 1 月時点で 138,739 人となっています。平成 15 年から平成 25 年までの過去 10 年間では、14 万人前後で推移しながらも微減傾向を示しています。

世帯数は平成 25 年 1 月時点で 60,483 世帯となっています。世帯数は増加傾向にありますが、1 世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成 25 年は 2.3 人と平成 15 年の 2.5 人から減少しており、核家族化や単身世帯化が進んでいます。

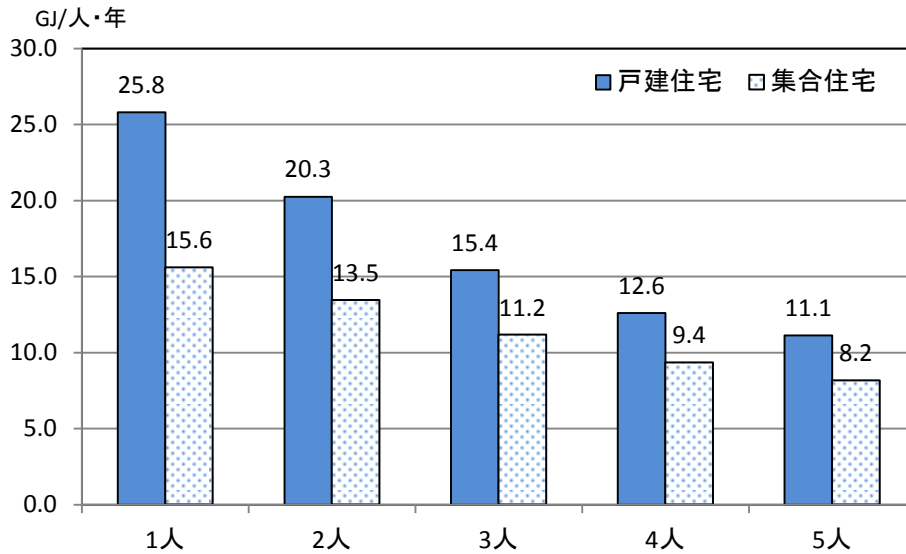
世帯においては、給湯設備や冷蔵庫、洗濯機などの機器を共同で使用することが多いため、1 人当たりのエネルギー消費量は、世帯人員の減少とともに増加し、1 人世帯では 4 人世帯の約 2 倍になります。核家族化が進んでいる本市においても 1 人当たりのエネルギー消費量は年々増加していると考えられます。

● 人口・世帯数・1世帯当たりの人員の推移



資料：青梅市の統計(平成 24 年度版)

● 世帯人員別1人当たりエネルギー消費量



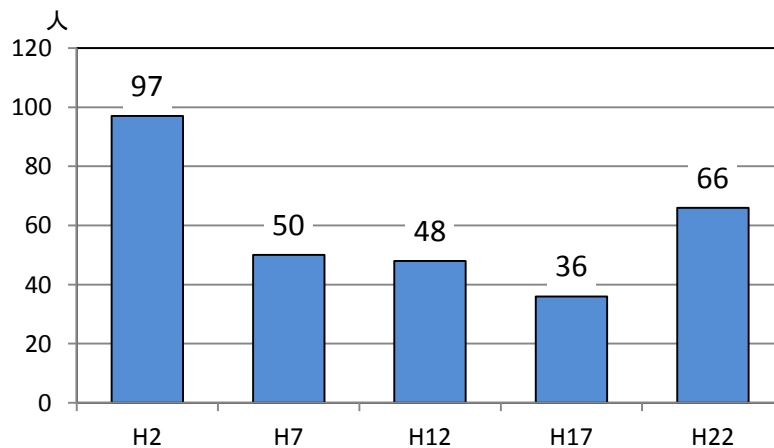
資料: (財)日本エネルギー経済研究所「平成20年度エネルギー消費状況調査
(民生部門エネルギー消費実態調査)」

(2) 東京の水源となっている緑豊かな森林とその荒廃

本市の土地利用の約6割が森林となっており、緑豊かな青梅の象徴的な存在となっています。それらはスギ、ヒノキの人工林が大部分を占め、その他はアカマツ林や広葉樹林となっています。多摩川水系や荒川水系の河川はこれらの森林を水源としており、青梅の森林が東京の水源の一つと言えます。

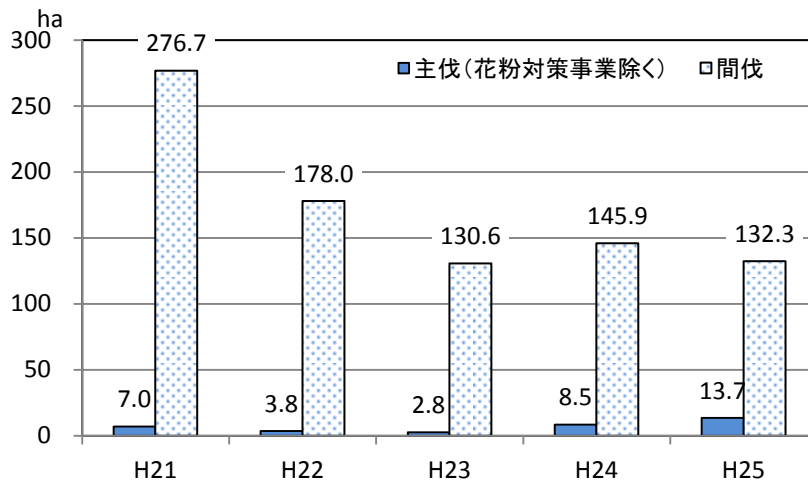
しかし、安価な輸入木材の増加に伴う国産木材の需要低下に加え、林業従事者の高齢化の進行等により、林業が低迷し、植林から伐採までの森林の循環が進まず、適正な管理が十分に行われていない状況にあります。

● 青梅市の林業従事者の推移



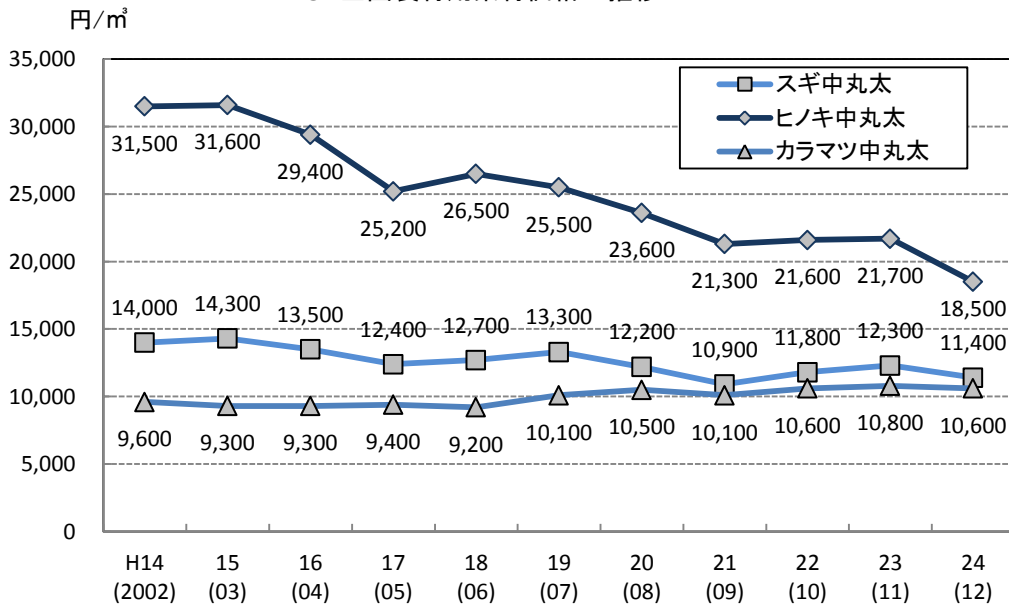
資料: 国勢調査

● 伐採面積の推移



資料: 青梅市農林課

● 全国製材用素材価格の推移

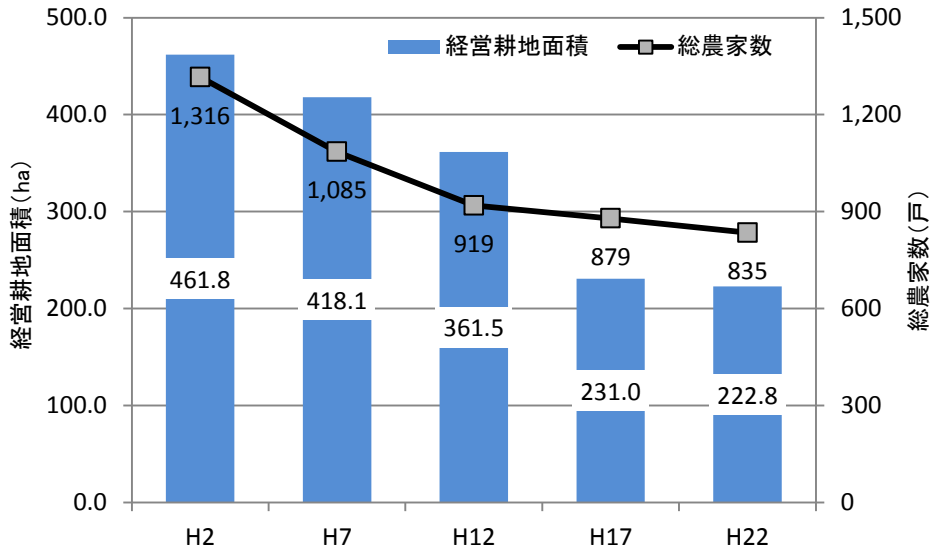


資料: 木材価格統計調査 (農林水産省)

(3) 減少する農地

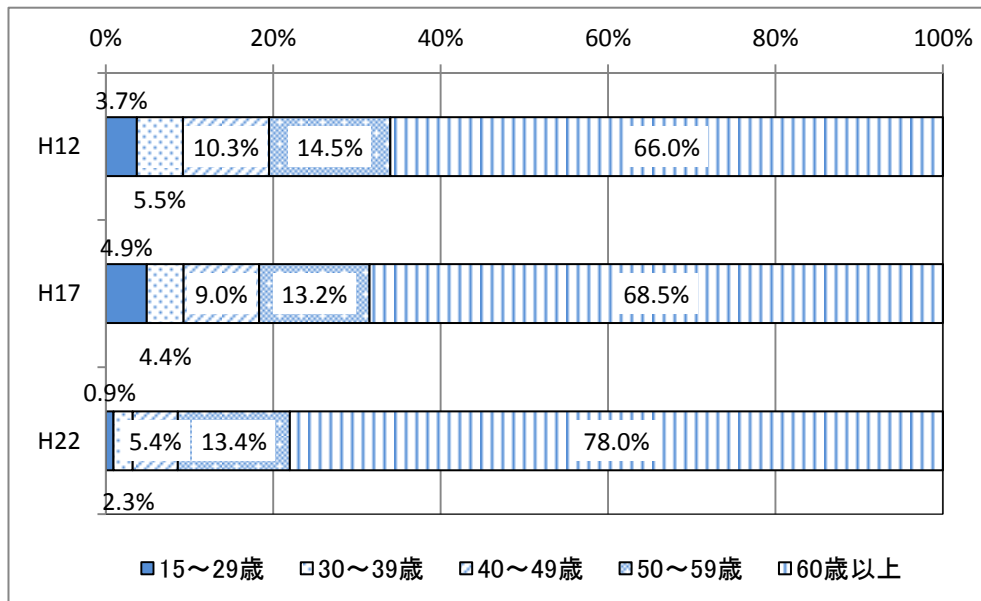
田、畑、果樹園などは食料生産の場であるとともに、心を和ませてくれる身近な場でもあります。しかし、都心で見ることが難しくなった貴重な農地は、本市でも都市化に伴い、特に市街化区域内を中心に、年々減少しています。その要因としては、農業従事者の高齢化や後継者不足、相続の問題などが考えられます。

● 経営耕地面積および総農家数の推移



資料: 青梅市の統計(平成 24 年度版)

● 農業従事者年齢別構成比の推移



資料: 東京都総務局「農林業センサス報告」

(4) 砕石等を運搬するダンプカーによる環境問題

本市には、成木地区を中心に採石場があり、そこで採取される砕石等を運搬するダンプカーが多数、市内の幹線道路を走っています。ダンプカーの走行に伴う排気ガス、騒音、振動や交通安全対策などの問題があります。

(5) 御岳山や多摩川など観光地の環境問題

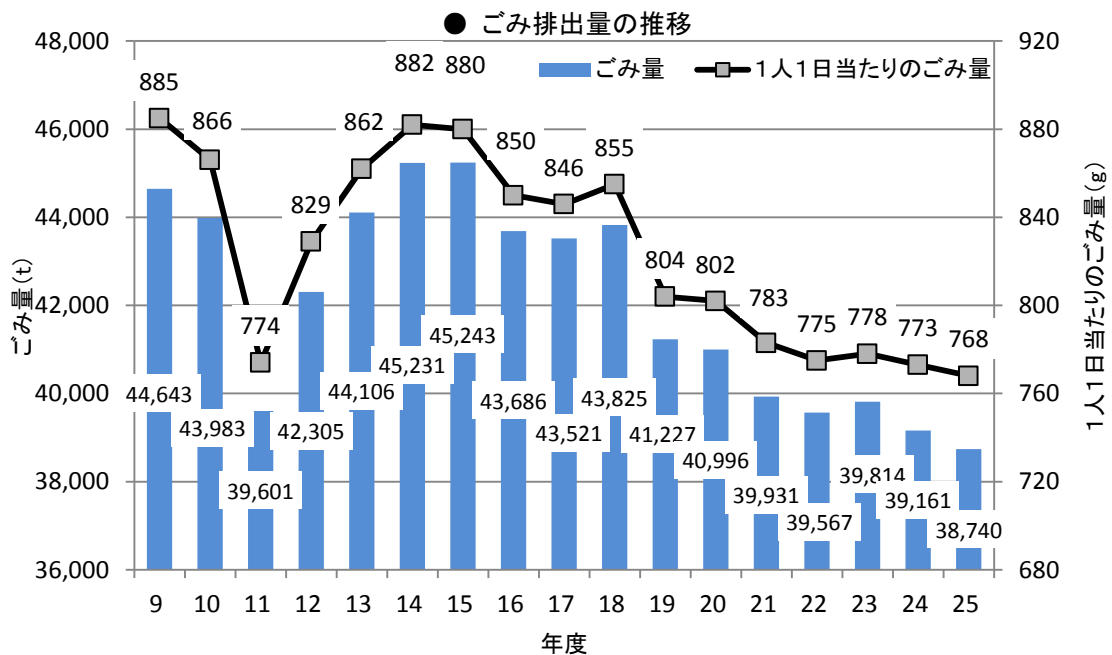
本市を代表する観光地である御岳山や多摩川には行楽シーズンになると多数の観光客が訪れます。その一方、ごみを置いて帰ったり、貴重な植物を採ったり、川を汚したりする問題が起きています。

(6) さらにごみ削減を阻む課題

本市ではこれまで、4Rの推進として、ごみ減量・資源リサイクルハンドブックの配布やマイバッグキャンペーン、集団回収の奨励等、市民への啓発を中心とした取り組みを推進してきました。

本市の市民1人1日当たりごみ排出量は、減少傾向にあるものの、平成25年度は768gとなっており、第1次環境基本計画の目標値(760g以下)は達成できていません。

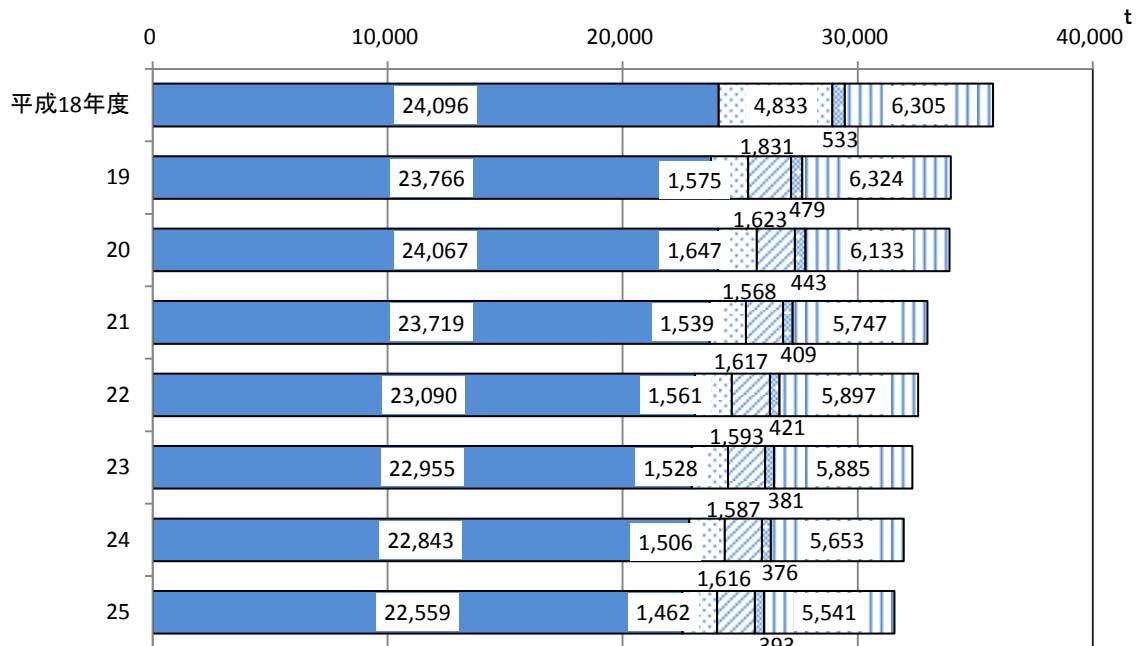
本市の燃やすごみを処理する西多摩衛生組合に搬入されるごみの組成割合を見ると、「紙類」、「生ごみ」、「草・木」などの比率が高い結果となっており、ごみを出さない方策とこれらをかき資源化できるかが課題となっています。



資料: 青梅市

● ごみ種別排出量の推移

(家庭系ごみ)

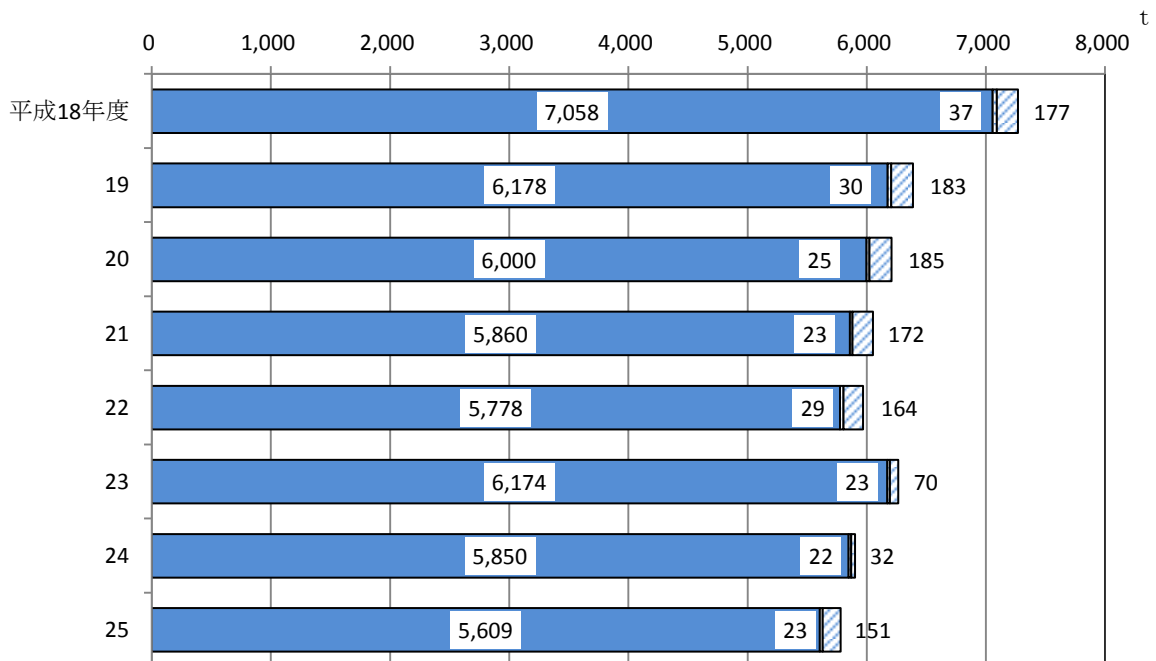


■燃やすごみ □燃やさないごみ □容器包装プラスチックごみ ■粗大ごみ □資源ごみ

※平成18年度は、容器包装プラスチックごみが燃やさないごみに含まれる。

※有害ごみは、燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみに含まれる。

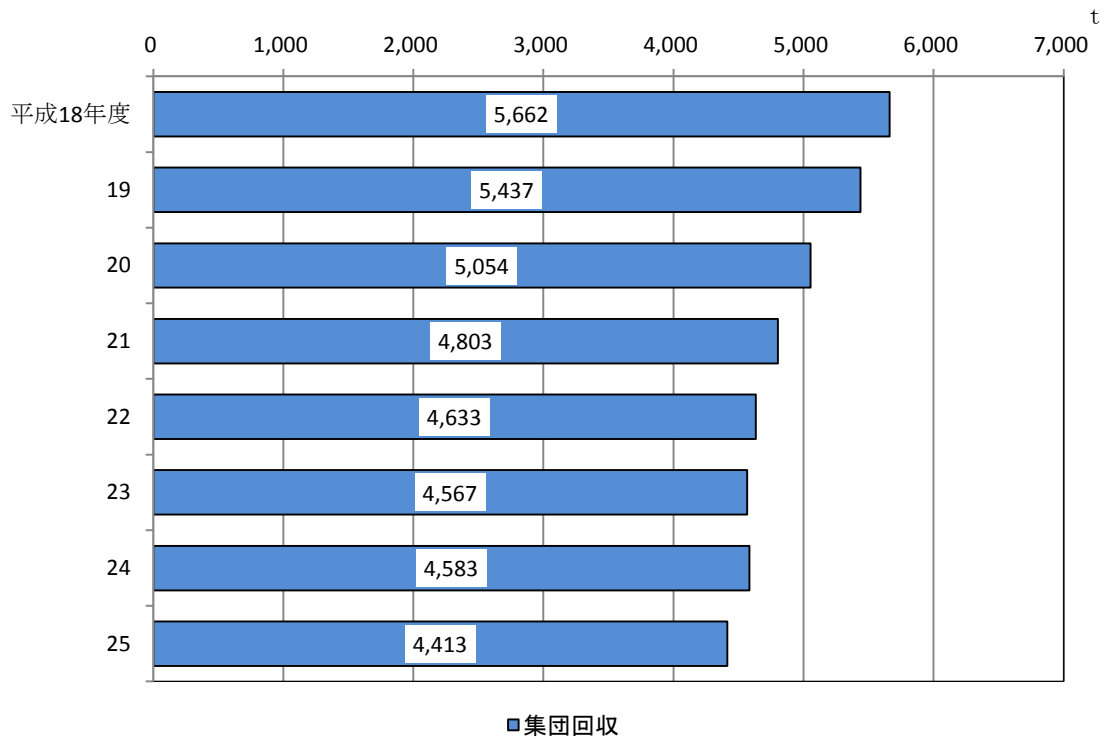
(事業系ごみ)



■燃やすごみ □燃やさないごみ □せん定枝(市の公共施設)

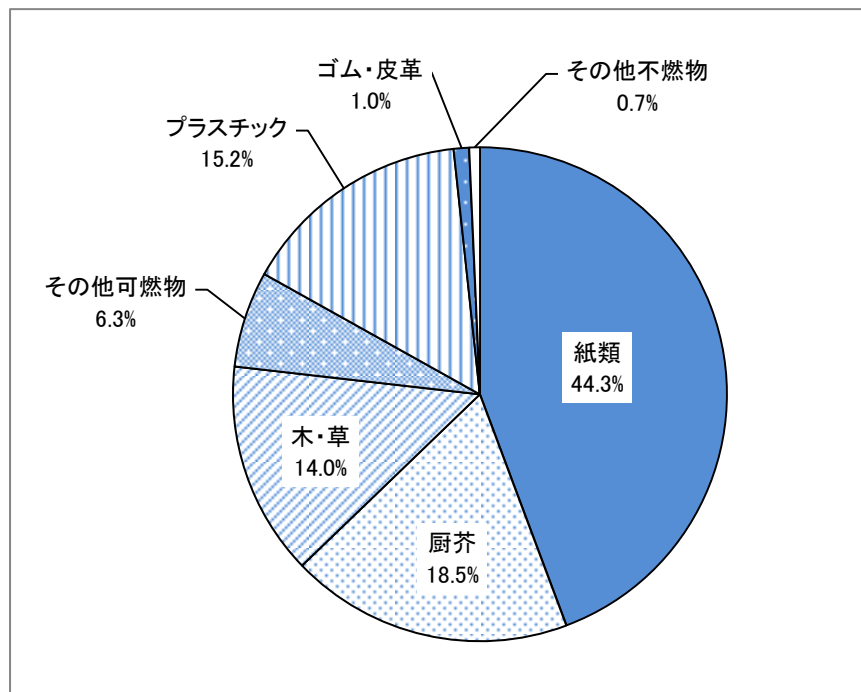
資料:青梅市

(集団回収)



資料: 青梅市

● 西多摩衛生組合環境センターごみ組成割合(平成25年度: 湿ベース)



資料: 多摩地域ごみ実態調査(平成25年度)

2 市民の環境に対する意識

平成 25 年度に実施した市民アンケート結果から得られた本市の環境に対する市民の行動および意見・意向の概要を以下に示します。

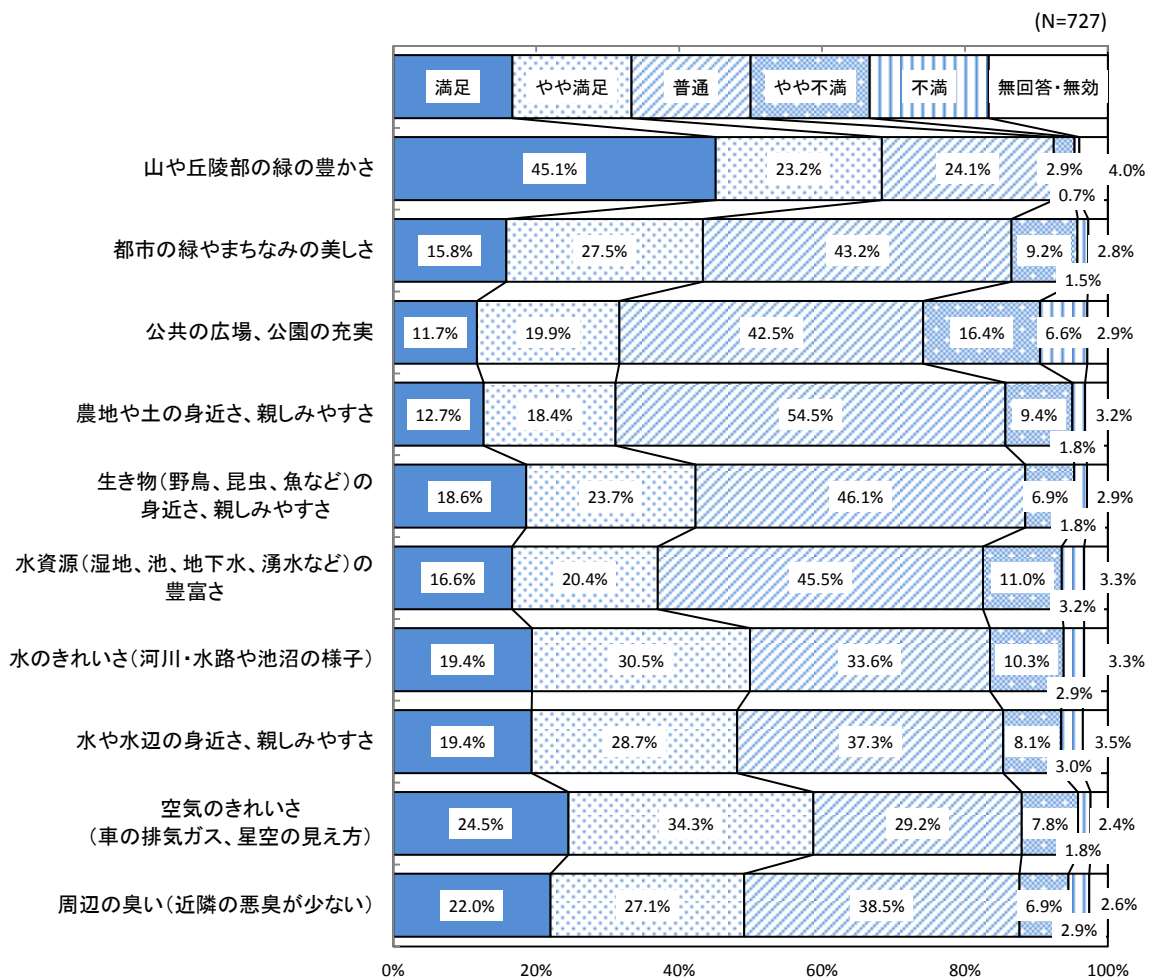
(1) 自然環境についての高い満足度評価

満足度が高い環境資源として、「山や丘陵部の緑」「空気のきれいさ」「水のきれいさ」などの本市の環境基盤ともいえる自然環境を市民は高く評価しています。

一方で、「農地や土の身近さ」「山や丘陵部の緑」「生物の身近さ」などが以前に比べて悪化していると評価しており、都市化に伴う市街化区域内の農地の減少や、身近な自然の維持管理が十分になされていないことによる影響と考えられます。

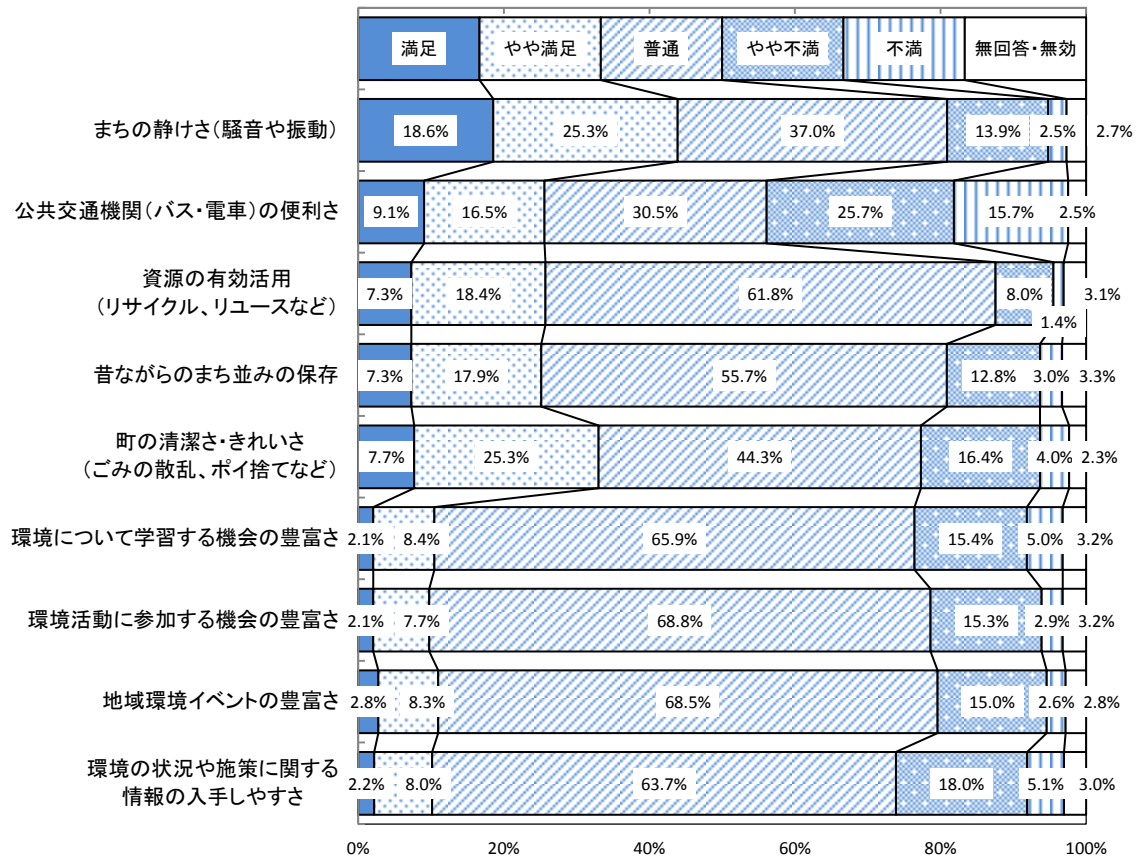
市民は、現在の山や丘陵、河川などを、本市を構成する重要な環境資源としてとらえている様子が見え、今後、市が重点的に進めるべき施策についても、「動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「里山・農地など身近な環境の維持管理」が上位にあがっています。

● 居住地区の環境の満足度(その1)



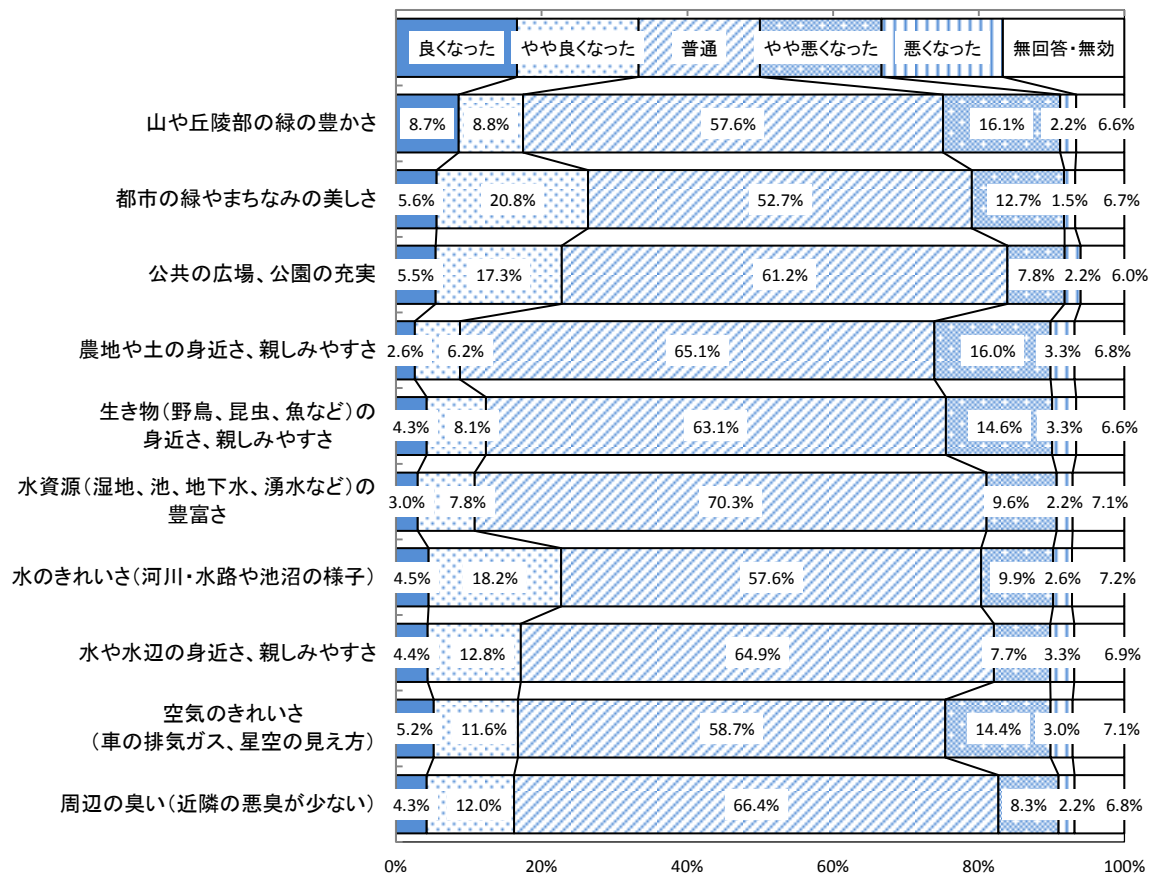
● 居住地区の環境の満足度(その2)

(N=727)

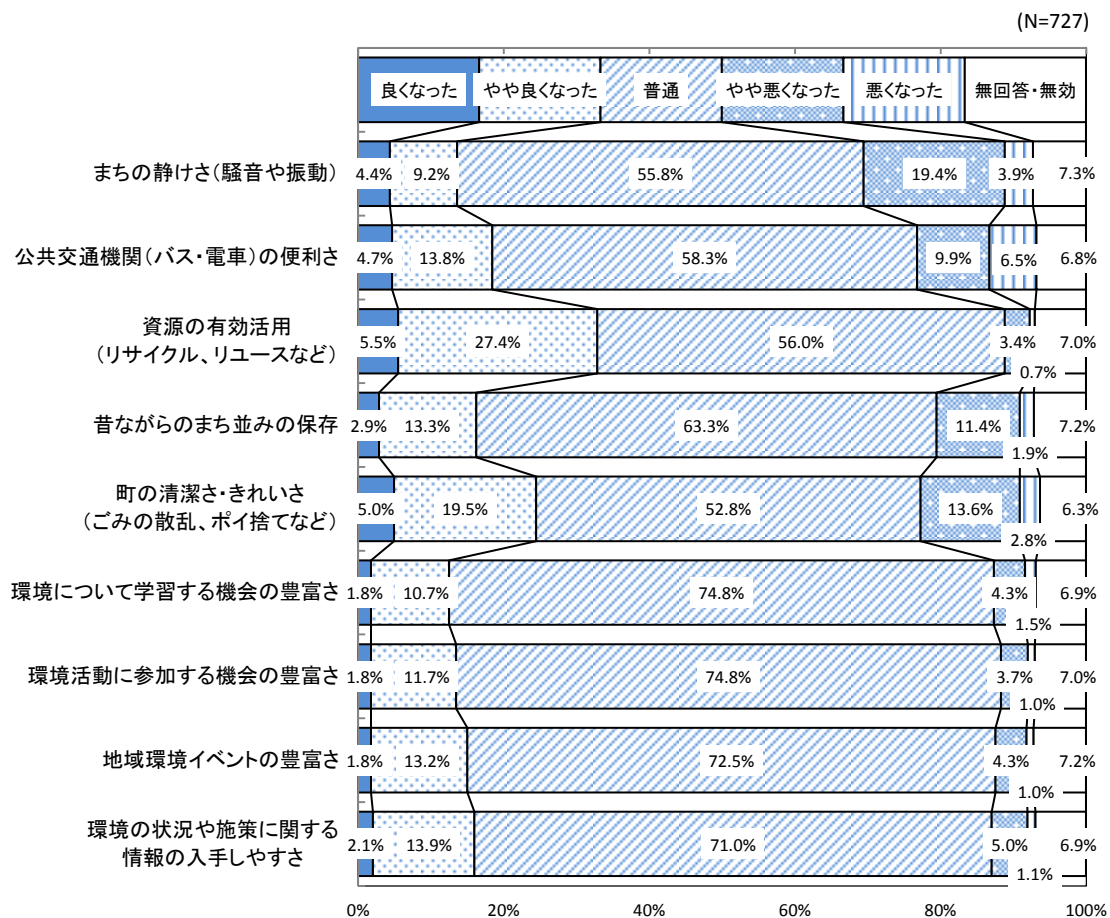


● 以前(10年前程度)と比較した居住地区の環境変化(その1)

(N=727)



● 以前(10年前程度)と比較した居住地区の環境変化(その2)



(2) 環境配慮行動として「節電」が定着

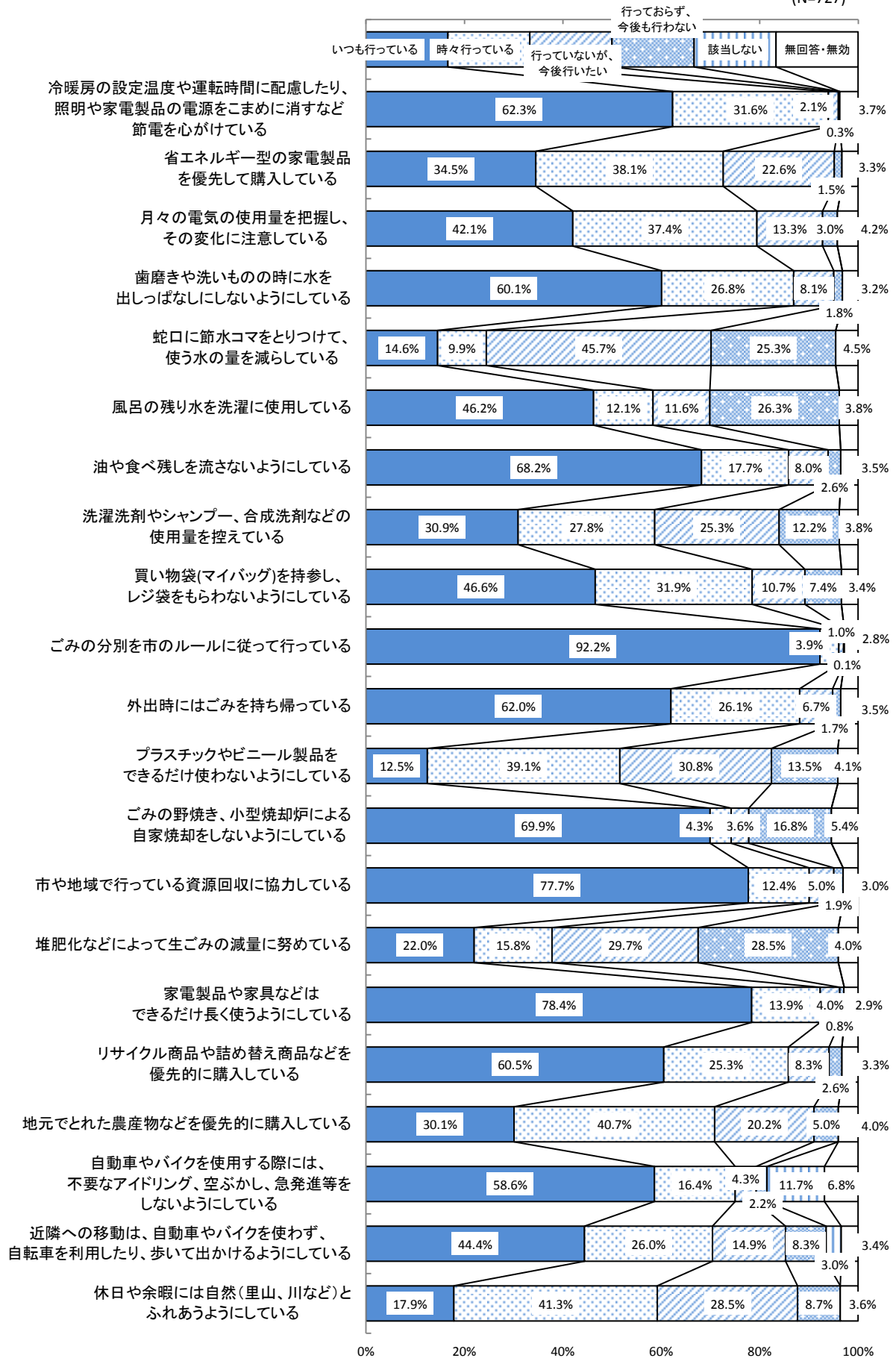
「いつも行っている」、「時々行っている」を合わせた『実践率の高い環境配慮行動』として、「ごみの分別を市のルールに従って行っている」「冷暖房の設定温度や運転時間に配慮したり、照明や家電製品の電源をこまめに消すなど節電を心がけている」「家電製品や家具などはできるだけ長く使うようにしている」を実践している市民が9割を超えています。

また、東日本大震災前後での環境に対する意識変化において、8割近い市民が「節電や省エネルギー」を重視するようになったと回答しています。

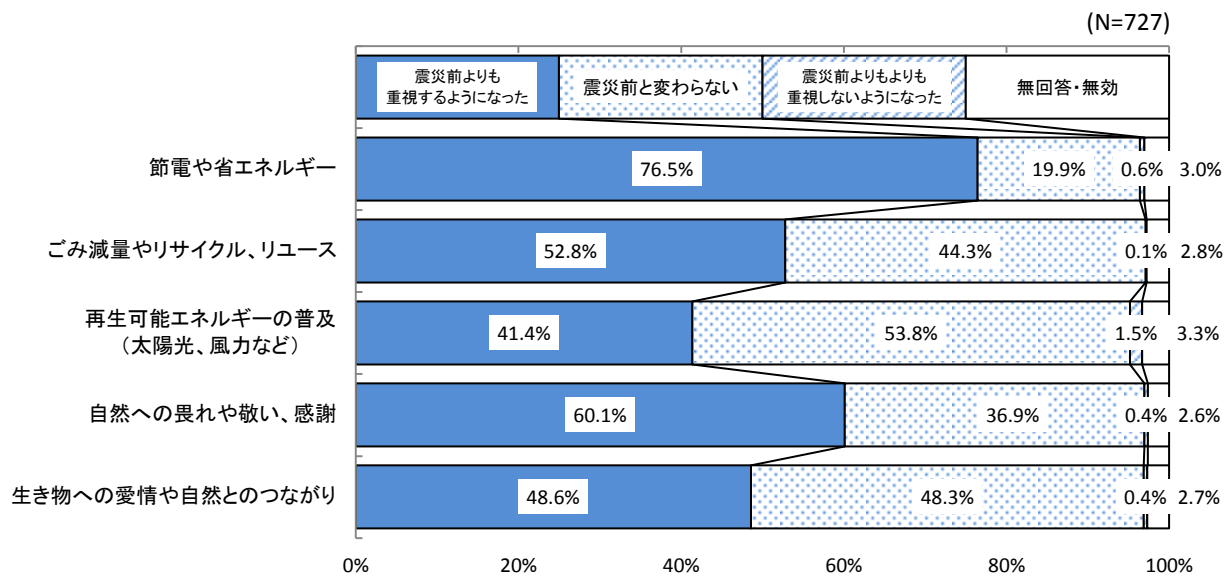
国内全体におけるエネルギー利用のあり方についての社会的論議が続くなか、日常的な「節電・省エネ行動」については、これまでの努力目標から日常的な習慣へと行動様式が変化、定着したものと考えられます。

● 日常的な環境配慮行動

(N=727)



● 東日本大震災後の環境への意識変化

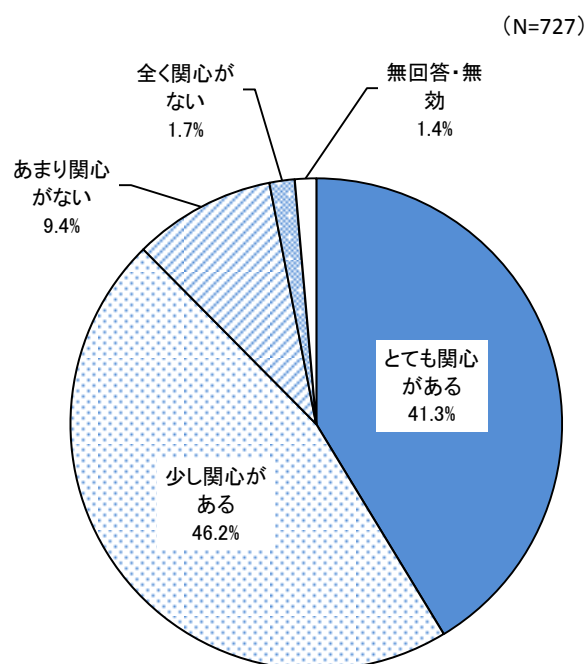


(3) 再生可能エネルギーへの関心の高さ

平成 24 年 7 月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」などの動きを受け、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備機器の導入・普及が急速に進みつつあります。

「再生可能エネルギーに関心がある」とする市民は、9割近くに達しており、また、今後の市の重点施策として「再生可能エネルギーの導入促進」が上位回答にあがっています。

● 再生可能エネルギーへの関心

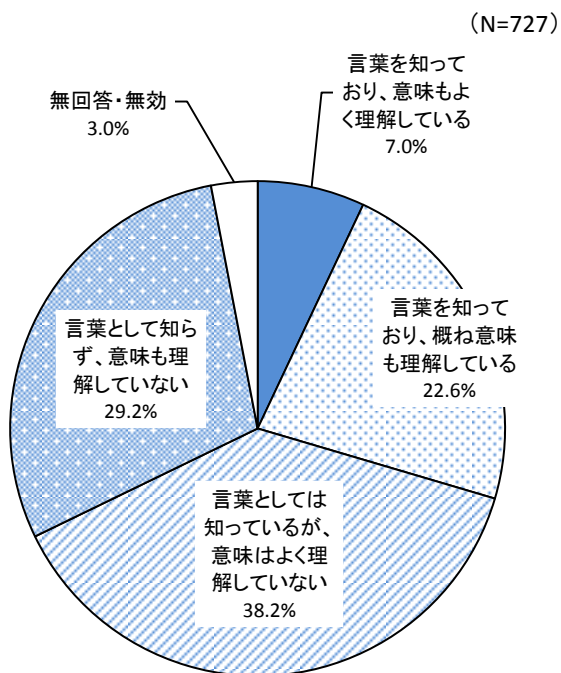


(4) 動植物にとって良好な生息・生育環境保全への期待

「生物多様性」という言葉についての認知度は、約7割の市民が意味や内容を知らないとしていますが、重点的に取り組むべき市の環境施策として「動植物にとって身近な森林・河川の保護・回復」が最上位にあがっています。

このことから、「生物多様性」の意味は知らなくても、動植物の生息・生育環境の保全が重要であると認識している様子が見えます。

● 生物多様性の認知度

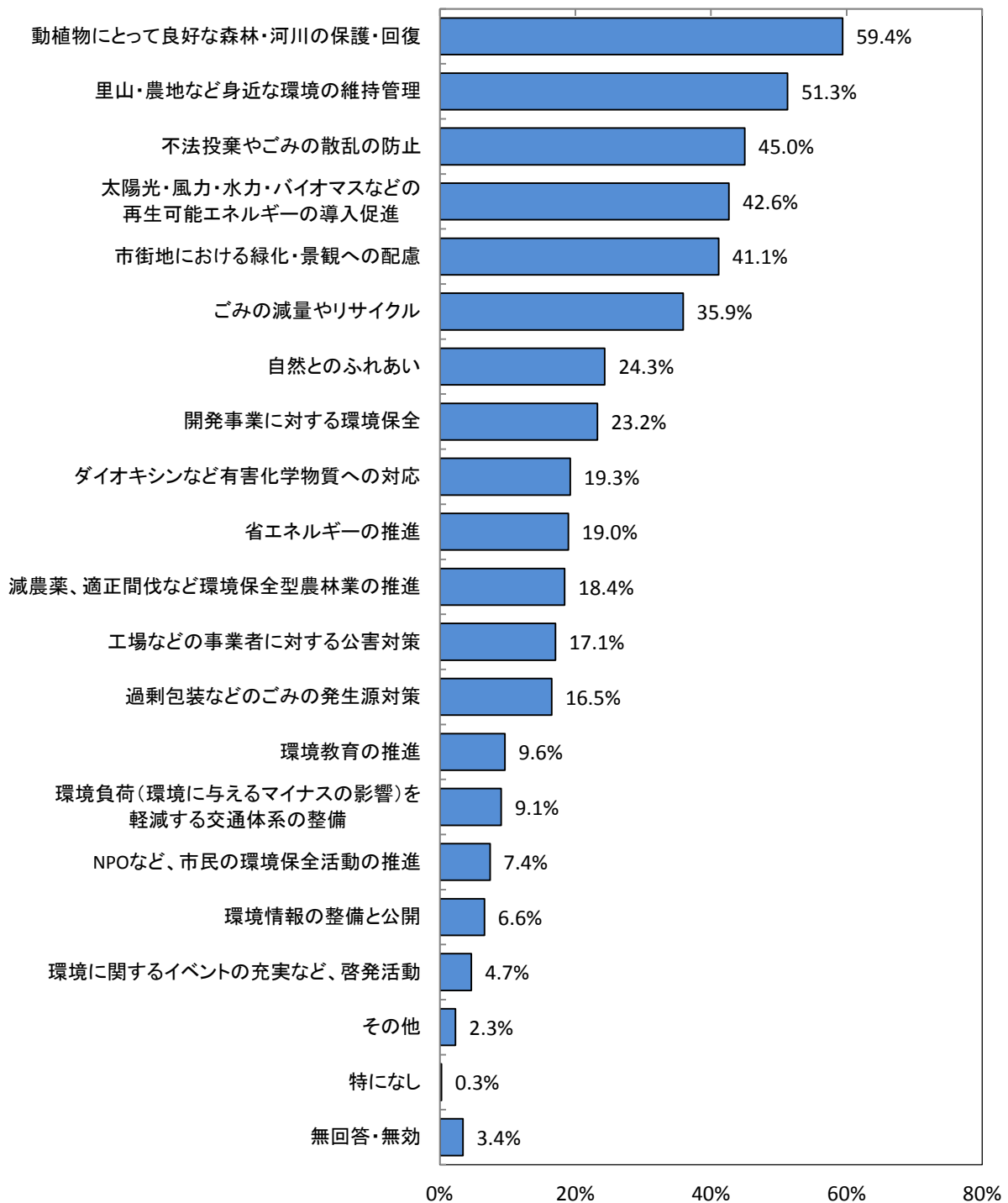


(5) 重点的に取り組むべき市の環境施策

重点的に取り組むべき市の環境施策は、「動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」が最も多く、次いで「里山・農地など身近な環境の維持管理」、「不法投棄やごみの散乱の防止」、「太陽光・風力・水力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進」、「市街地における緑化・景観への配慮」となっており、「緑」、「水」、「ごみと資源」、「エネルギー」に対する関心が高くなっています。

● 重点的に取り組むべき市の環境施策(複数回答)

(N=727)



3

青梅市の環境行政を取り巻く変化

第1次環境基本計画の実施期間における環境行政を取り巻く主要な変化を以下に示します。

(1) エネルギー対策・地球温暖化対策をめぐる動き

平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に端を発する、国内の原子力発電所の長期的な稼働停止は、我が国の電力供給システムのぜい弱さを露呈する結果となりました。また、原子力発電の停止に伴う火力発電の再稼働により、二酸化炭素(CO₂)排出量の大幅な増加といった問題が生じるなど、地球温暖化対策の根幹となるこれまでのエネルギー供給や消費のあり方を問うこととなりました。

国においては、平成26年4月に第4次となる「エネルギー基本計画」を閣議決定し、「安定供給(エネルギー安全保障)」、「効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(経済効率性)」、「環境への適合」および「安全性」を図ること、多様な主体が参加し、多様な選択肢が用意される、より柔軟かつ効率的なエネルギー需給構造を創出することを基本的方針に掲げ、原子力発電所の再稼働を含む各エネルギー源の位置づけおよび政策の方向性が示されました。

平成24年7月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、太陽光発電を中心に急速に導入が進みつつある再生可能エネルギーについては、「有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源として、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する」としてはいますが、導入目標については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする」という表現にとどまっており、具体的な目標値については明示されていません。

一方、地球温暖化対策については、平成24年末に京都議定書の第一約束期間が終了しましたが、日本は、京都議定書第二約束期間(平成25~32年)には加わずに、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意にもとづき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組むこととしています。

国は、平成25年11月のCOP19において『2020年度の温室効果ガス削減目標は、2005年度比で3.8%減とする』という日本の温室効果ガス削減目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。この目標は、原子力発電の活用のあり方を含むエネルギー政策およびエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策およびエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、改めて確定的な目標を策定することとなっています。

東京都は、平成20年に「東京都環境基本計画」を改定し、この中で『2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する。』ことを目標として掲げていましたが、原子力発電所の停止による電気のCO₂排出係数の悪化を受けて、平成26年3月に『2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比で20%削減する』という目標に

転換しています。

地球温暖化の進行を防ぐためには、省エネルギー活動などの個別対策に加え、都市構造そのものを低炭素型に転換していくことも必要です。平成24年12月には、都市の低炭素化を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とした、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定されました。環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、公共交通機関の利用促進、未利用エネルギーや自然資本等の面的活用など、都市整備事業の推進と民間活動の規制・誘導などの手法を組み合わせ、低炭素型都市構造を目指した都市づくりが進められています。

(2) 生物多様性をめぐる動き

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）において、新たな世界目標として採択された「戦略計画 2011-2020」（愛知目標）では、長期目標として、2050年（平成62年）までに「自然と共生する社会」を実現することを掲げています。

これを踏まえ、国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、生物多様性の長期展望とより一層の生物多様性の推進が示され、2020年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

とする5つの基本戦略が提示されています。

平成20年に施行された「生物多様性基本法」においては、都道府県および市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされています。

また、東京都では平成24年5月に「緑施策の新展開～生物多様の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。そこでは、生物多様性の危機を背景に、これまでの取り組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめ、2020年を目標に「まもる」「つくる」「利用する」の視点から新たな施策を展開することとしています。

そして、平成25年1月に発表された『「2020年の東京」へのアクションプログラム2013』の中では、生物多様性の保全に向け、首都東京ならではの先駆的な取り組みを展開することとし、平成25年度から平成27年度までの3か年で、「希少種の保護、外来種対策」、「生態系に配慮した緑化や自然環境の確保」などを重点的に取り組むこととしています。

(3) 循環型社会をめぐる動き

「循環型社会形成推進基本法」にもとづき、平成 25 年 5 月に第 3 次となる「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

このなかで、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、

- ① リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取り組みがより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取り組みと地域循環圏の高度化

などが提示されています。

循環型社会に係る法制度では、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、それにより持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とした、「バイオマス活用推進基本法」が平成 21 年 9 月に施行されたほか、平成 20 年 10 月には、農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料としての利用促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大を推進するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（農林漁業バイオ燃料法）が施行、平成 25 年 4 月には、使用済小型電子機器等の収集およびレアメタルを含む有用金属の回収を促進するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されています。